

# 販売代理店契約変更契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間で締結した販売代理店契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約（以下「本変更契約」という。）を本日締結する。

## 第1条（原契約書の追加）

原契約書の本文に、以下事項を追加する。

### 一.（目的）

甲と乙は、互いに協力して対外信用を毀損しないこと、商品のブランド維持および個性ある消費者への適正なる効用を発揮させ、両社の発展を図ることを目的とする。また、上記目的のために格段の努力を重ねること、乙は甲の販売方針を尊重のうえ、商品販売促進に努めることを約定するために、本契約を締結する。

### 二.（販売契約）

甲は乙に対し、甲が定めた商品を継続的に販売する。

- 乙は、商品の信用を維持しつつ拡販に努めると共に、甲が行う販売に関する助言に従い商品の性能、特質等について正しく顧客に説明・指導をして販売するものとする。
- 前項の目的を達するために乙はインターネット販売を避け、対面販売・カウンセリング販売を行うものとする。

### 三.（尊重義務および信義則）

乙は商品の販売にあたって積極的な販売推進と流通経路、流通秩序を尊重しなければならない。

- 乙は、商品の性質に応じて甲が定める販売方法を遵守し、消費者の健康・安全を守り、商品の効能（医薬品としての効能に限られない）を高めるために甲が行う指導を遵守する。
- 甲と乙は、相互に信義に基づき誠実に本契約を履行し、この契約条項の解釈に疑義を生じたときは相互に誠意をもって協議解決する。

### 四.（契約解除）

甲は、乙が本契約の条項に違反した場合に、本契約を解除することを妨げない。

- 甲は、乙が流通方法について本契約に違反するとの疑いが生じた場合も同様とする。

## 第2条（原契約書と本変更契約書の優劣）

原契約書と本変更契約書の文言が矛盾する場合には、本変更契約書が優先する。

## 第3条（本変更契約の発効）

本変更契約は、甲が平成30年10月1日以降に販売する新商品・リニューアル商品に適用する。

上記契約の締結を証するため、本変更契約書を1通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、甲が原本、乙が謄本を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地

社名

代表者

印

乙 所在地

社名

代表者

印